

県北・会津地方介護福祉士養成貸付の手引き

(令和7年度版)

【書類の提出先及び問合せ先】

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
福島県県北・会津地方介護福祉士養成貸付担当
〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地
電話：024-523-1256

目 次

1	県北・会津地方介護福祉士養成貸付の概要	P. 1
2	申請手続き等	P. 2
3	貸付申請の手続き	P. 3
4	手続きに必要な提出書類	P. 7
5	貸付条件に反した場合	P. 9
6	資 料	
	(1) 県北・会津地方介護福祉士養成貸付金実施要領	P.1 1
	(2) 様式集	P.1 7

I 県北・会津地方介護福祉士養成貸付金の概要

【修学資金の概要】

- 1 この貸付金は、県北地方（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町及び大玉村）以下「県北地方」という。）及び会津地方（会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、及び会津美里町）以下「会津地方」という。）における介護人材の育成・確保を図るため、県北又は会津地方に住所を有している方で、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく介護福祉士養成施設に在学し、卒業後、資格を取得し、出身地方（県北地方又は会津地方）において介護業務に従事しようとする方に無利子で貸付けます。
- 2 養成施設を卒業後、1年以内に国家資格を取得し、県北又は会津地方において介護福祉士としての業務に従事し、3年間、引き続き従事した場合は、貸付金の返還を免除します。

1 実施主体

実施主体は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会です。

2 貸付対象者

貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学し、卒業後、資格を取得し、出身地方（県北地方又は会津地方）において、介護福祉士の業務に従事しようとする者で、次の（1）及び（2）の要件を満たす方です。

- （1）県北地方又は会津地方に住所を有している者
- （2）養成施設を卒業後、出身地方（県北地方又は会津地方）で介護職として従事する意欲があり、介護福祉士の資格取得に向けた向学心があると認められる者

3 貸付期間

貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間です。

4 募集人員 5名（予定）

5 貸付金の種類及び貸付額

貸付金の種類及び貸付額（上限）は、次のとおりで（1）又は（2）のいずれかを選択することとなります。

- （1）住居費 月額 36,000円以内
（養成施設に修学する者で、通学が困難な者に対する家賃代。ただし、生活保護法の居住地ごとの単身の住宅扶助限度額が適用される。）
- （2）通学費 月額 25,000円以内
（県北地方又は会津地方から養成施設に通学するための交通費）

6 貸付金の交付

貸付金は、年2回（4月に前期分、9月に後期分）に分け、指定口座に振り込みます。ただし、第1回目の交付時期は、契約締結後となります。

7 連帯保証人

貸付申請者は、連帯保証人（独立の生計を営む成年者）を立てなければなりません。
貸付申請者が未成年の場合は、原則として親権者又は後見人となります。

連帯保証人は、貸付申請者が貸付金の返還を求められた場合、連帯して貸付金の返還債務を負担することになりますので、留意してください。

8 貸付利子

貸付利子は、無利子です。

なお、貸付金の返還事由に該当し、返還が開始され、定められた期日までに返還されない場合は、返還すべき額に年3パーセントの延滞利子が徴収されます。

9 修学資金の返還免除

養成施設を卒業した日から、1年以内に介護福祉士登録を行い、出身地方（県北地方又は会津地方）の介護福祉施設等に介護福祉士として業務に従事し、3年間、引き続きその業務に従事した場合には、貸付金の返還が免除されます。

※平成29年度から令和8年度までに養成施設を卒業した方は、介護福祉士試験に合格しなくても、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置が設けられており、これに該当する方は、返還免除の対象となります。

10 申請手続き等

貸付金の申請者は、以下により、在学する養成施設を經由して、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（略称「県社協」）に提出してください。

【提出書類】

- ①県北・会津地方介護福祉士養成貸付金申請書（様式1）
- ②養成施設等長の推薦書（様式2）
- ③住民票の抄本
- ④生活保護受給世帯等の方は、別途手続き書類が必要です。
（生活保護受給証明書、福祉事務所長の意見書等が必要となります。）
- ⑤外国人留学生の場合は、「国籍・地域」「在留資格」「在留期間」「在留期間等の満了日」の記載ある住民票。

11 審査及び決定

県社協会長は、貸付申請者から提出のあった書類及び養成施設からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定し、推薦のあった養成施設を經由して、貸付申請者に通知するものとします。

なお、審査内容については、開示いたしません。

詳しくは、「県北・会津地方介護福祉士養成貸付実施要領」等をご覧ください。

不明な点については、福島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

（電話 024-523-1256）

Ⅱ 貸付申請の手続き

(1) 貸付金の申込み

貸付金の貸付
申請



貸付の審査



①金銭消費貸借
契約書 (2 通)
②借用誓約書
③貸付金送金
口座 (申込・
変更) 申請書
④個人情報の取
扱に関する同
意書

①「**県北・会津地方介護福祉士養成貸付金申請書**」は、養成施設の窓口で受け取り、必要事項を記入し、添付書類と併せて、養成施設に提出してください。なお、**申請書**の備考欄に、必要な添付書類を記載していますので、確認してください。

②申請書類は、養成施設から県社協に送付され、県社協が審査し、貸付けの可否を決定します。

③審査の結果は、「**県北・会津地方介護福祉士養成貸付金 (承認・不承認) 決定通知書**」により、県社協から養成施設を経由し、申請者に通知します。

④貸付決定の通知を受けた申請者は、通知の日から起算して 14 日以内に、左記の書類に記入し、署名・押印の上、養成施設を経由して県社協に提出してください。
(金銭消費貸借契約書には収入印紙を貼付してください。
印紙代は決定通知の際にお知らせします。)

⑤貸付金は、**年 2 回に分割して交付**します。(4月、9月)
※貸付決定後の第 1 回目の貸付金の交付時期は、契約締結後となります。

※貸付を辞退する場合は、当該年度の第 1 回目の送金、または各送金が行われる月の 1 か月前までに、「**県北・会津地方介護福祉士養成貸付金貸付停止・再開・辞退届 (休学・停学・退学・復学等)**」を所属する養成施設を経由して、県社協に提出してください。

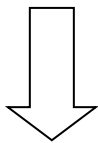
※養成施設の退学、1 年以上の休学や停学、あるいは、卒業後、出身地方 (県北地方又は会津地方) において、介護福祉士としての業務に従事しない場合には、貸付金の全額が「一括返還」となりますので、貸付申請の際は、十分ご検討ください。

(2) 養成施設の在学時の手続き

在学届の提出
(毎年・4月10日
まで提出)



休学、または復
学、辞退する場合



貸付を辞退、又は
退学する場合

①複数年度にわたり貸付金の貸付を受けるときは、「在学届」(養成施設の長が証明したもの)を毎年4月10日までに県社協に提出してください。

②養成施設を休学・停学等となったときは、「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・退学・復学等)」を、貸付金を交付する時期(4月、9月)の1か月までに養成施設に提出してください。

※休学の期間中は、貸付けが停止となります。

③復学したときは、「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・復学等)」で復学の報告を養成施設を経由して県社協に提出してください。

④退学など、貸付を辞退するときは、速やかに「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・退学・復学等)」及び「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還届」を養成施設を経由して県社協に提出してください。

県社協から「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還通知書」を送付します。

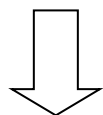
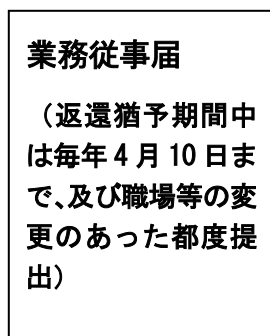
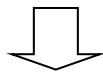
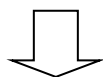
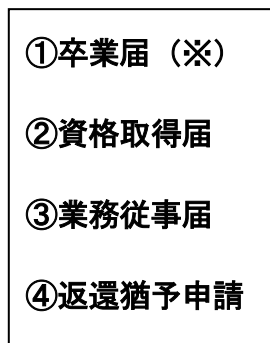
⑤貸付金の返還は、「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還通知書」に基づき、期限厳守の上、返還(返納)してください。

※返還が滞った場合は、「連帯保証人」に債務の全額を請求し返還していただくこととなります。

(3) 養成施設の卒業及び就職後の手続き

養成施設を卒業し、1年以内に国家試験を受験し、資格を取得し、出身地方（県北地方及び会津地方）の介護福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事した場合には、その業務の従事期間中は貸付金の返還が猶予され、さらには、定められた期間（3年）以上、その業務に従事した場合には貸付金の返還が免除されます。

なお、貸付条件を守れない場合は、貸付けた貸付金を返還していただきます。

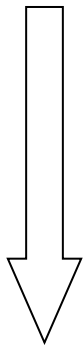


- ①養成施設を卒業した場合は、卒業した時から14日以内に「卒業届」(就職内定通知等の写しを添付)を養成施設を経由して県社協に提出してください。
- ②介護福祉士の資格を取得した場合は、速やかに国家資格者としての登録を行い、「資格取得届」に登録証の写しを添付し、県社協に提出してください。
併せて、県北地方又は会津地方の介護福祉施設等において、介護福祉士としての業務に従事した場合は「業務従事届」及び「**県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書**」を県社協に提出してください。
- ③県社協は審査を行い、その結果を申請者に通知します。
- ④資格取得後、県北地方又は会津地方の介護福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事している期間は返還猶予となります。返還猶予期間中は毎年4月に「業務従事届」を提出してください。
勤務先や従事する職種に変更があった場合も、「業務従事届」を県社協に提出してください。
- ⑤休職・退職等となった場合は、返還を開始していただきます。
(猶予できる場合もありますので、ご相談ください。)
- ⑥3年間継続して、県北地方又は会津地方の介護福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事すると、貸付金の返還が申請により免除となります。
- ⑦3年間、引き続き県北地方又は会津地方の介護福祉施設等で介護福祉士としての業務に従事した場合は、「**県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還免除申請書**」に、「業務従事届」を添えて県社協に提出してください。
- ⑧貸付金の返還免除が決定した場合は、「返還免除申請結果通知書」にて連絡します。これにより、貸付金の返還は全額免除となります。

(4) 貸付金の返還の場合

養成施設における休学・停学期間が1年を超える場合や退学となった場合、また、養成施設を卒業後、県北地方又は会津地方の介護福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事しなかった場合には、貸付金を全額（一部免除された場合はその金額を除く。）返還していただくこととなります。

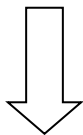
返還届の提出



- ①貸付金の貸付けを受けた者は、返還となる事由が発生した日から14日以内に「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還届」を県社協に直接、提出してください。
県社協から「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還通知書」及び「預金口座振替依頼書」（月賦による返還の場合のみ）を送付し、改めて返還方法についてご連絡及び通知します。
なお、月賦による貸付金を返還する方法で県社協が承認した場合は、「預金口座振替依頼書」に必要事項記入のうえ、速やかに県社協へ返送してください。

※連帯保証人にも返還通知書の内容を報告しておいてください。

貸付金の返還



- ②「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還通知書」に記載された返還方法により、直ちに返還していただきます。
- ③月賦による返還となった場合は、「預金口座振替依頼書」により提出のあった金融機関の口座から自動引落により返還していただきます。
- ④納付指定日を過ぎた場合は、返還すべき額に年3%の延滞利子を加算し、徴収します。
- ⑤返還が完了した場合は、「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還完了通知書」を送付します。

修学資金の返還完了

(5) その他の手続き

住所・氏名・勤務先等を変更した場合（届出内容に変更があった場合）

- ①借受人、又は連帯保証人に住所等の変更があった場合は、その都度、借受人にあつては「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書」、連帯保証人の場合は「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金連帯保証人届出事項変更書」により、直ちに県社協に提出してください。
養成施設に在学中の場合は、養成施設を経由して、速やかに県社協に報告してください。
- ②従事していた職種に変更があった場合、勤務先が変更になった場合、又は転職した場合なども、異動事項等届出書の提出が必要となります。

Ⅲ 手続きに必要な提出書類

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金申請書	様式 1	※貸付審査後、県社協は「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金（承認・不承認）決定通知書」を、推薦のあった養成施設の長を経由して申請者に通知しますので、 <u>14日以内</u> （「貸付が決定したとき」）に必要な書類を、在学する養成施設を経由して県社協に提出してください。 ※「福祉事務所長意見書」は、該当する方のみです。
	住民票の抄本	市区町村発行	
	所得のある家族全員（年金所得者含む）及び連帯保証人の源泉徴収票又は課税（所得）証明書	源泉徴収票は勤務先発行、課税（所得）証明書は市町村発行	
	推薦書	様式 2	
	貸貸契約書の写し又は公共交通機関の利用料を証明する書類		
	※福祉事務所長意見書	様式 3	
貸付が決定したとき	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借契約書	様式 6	
	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借用誓約書	様式 7	
	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金送金口座（申込・変更）申請書	様式 8	
	個人情報の取扱に関する同意書（借受人及び連帯保証人）	様式 9	
複数年度にまたがる貸付を受けるとき	在学届	様式 4	※ <u>毎年、4月10日まで</u> 県社協に必ず提出。

(2) 貸付の決定の後、変更がある場合、または貸付が解除になった場合に提出するもの

変更事項	提出書類	様 式	備 考
養成施設に修学している者及び連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書	様式 17	
	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金連帯保証人届出事項変更書	様式 21	
休学・復学したとき	貸付停止・再開・辞退届（休	様式 18	貸付を停止します

	学・停学・退学・復学等)		貸付を再開します
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・退学・復学等)	様式 18	返還開始通知書を送付しますので、返還計画に基づき、返還していただきます。
	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還届	様式 15	
死亡したとき	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書	様式 17	※死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付して県社協に直ちに届出してください。
	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還届	様式 15	

【卒業後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業（貸付修了）したとき及び就職したとき	卒業届（就職内定通知等を添付）	様式 19	卒業したときから 14 日以内に県社協に提出
	資格取得届	様式 20	介護福祉士の登録証の写しを添付
	業務従事届	様式 11	職場の公印が必要
氏名・住所・勤務先（連帯保証人を含む）等の変更があったとき	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書	様式 17	借受人に変更事項が生じた場合
	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金連帯保証人届出事項変更書	様式 21	連帯保証人の届出事項に変更が生じた場合

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
県北地方又は会津地方の介護福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事したとき	業務従事届	様式 11	返還猶予期間中は毎年4月10日までに提出
	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書	様式 10	就職（勤務開始）の年月日を必ず記入してください。
災害・疾病等により業務に従事できないとき	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書	様式 10	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
介護福祉士の資格取得ができなかった、国家試験に合格できなかったとき	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書	様式 10	次年度の国家試験の受験意思が確認できれば返還猶予される場合があります。
	国家試験結果通知書の写し		

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき（職場を変更したとき、人事異動で職場が変わったとき）	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書	様式 17	
	業務従事届（新しい勤務先の勤務状況）	様式 11	新しい勤務先から、証明してもらいます。
業務従事中に疾病または都合により、業務に従事できなくなったとき（または一部免除の申請をするとき）	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還免除申請書	様式 13	貸付金の貸付期間以上、県北地方又は会津地方の介護福祉施設等で介護福祉士としての業務に従事した場合のみ、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	業務従事届	様式 11	
貸付条件に定める業務に、一定期間以上勤務したとき（貸付金の返還免除に該当する場合）	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還免除申請書	様式 13	貸付金返還免除が決定されると、「返還免除申請結果通知書」（様式 21）を送付します。
	業務従事届	様式 11	

【貸付金の貸付条件に反した場合】

<返還に至った場合、提出するもの>

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還しなければならない事項に該当	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還届	様式 15	事実の発生した年月日を記入し速やかに提出。
県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還通知書受理後	預金口座振替依頼書		○様式は本会から送付しますので、必要事項の記入及び金融機関への届出印を押印し、速やかに県社協に提出。 （※月賦による場合のみ。） ○「一括返還」となる場合は、県社協の指定する金融機関の口座に送金願います。

資 料

(1) 福島県県北・会津地方介護福祉士養成貸付実施要領

(2) 様式集

福島県県北・会津地方介護福祉士養成貸付実施要領

(目的)

第1 この実施要領は、県北地方（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町及び大玉村）及び会津地方（会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村及び会津美里町）から介護福祉士の養成施設に進学し、介護福祉士の資格を取得し、福祉事業所への就職を目指す学生に対し、住居費又は通学費（以下「貸付金」という。）の貸付を行うことにより、県北・会津地方における介護人材の確保を支援することを目的とする。

(定義)

第2 この実施要領において、「養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事が指定した介護福祉士養成施設をいう。

2 この実施要領において、「介護福祉士としての業務」とは、令和6年7月3日付け社援発第0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2の介護等の業務の範囲に定める職種の業務をいう。

(実施主体)

第3 この貸付金の貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象者)

第4 この貸付金の貸付対象者は、養成施設に在学又は進学しようとする者で、養成施設を卒業後、県北地方及び会津地方において、介護福祉士としての業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする者であって、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。ただし、同種の資金（日本学生支援機構、日本政策金融公庫及び福島県介護福祉士修学資金等貸付からの資金を除く。）を他から借り受けていない者とする。

(1) 県北地方及び会津地方に住所を有している者

(2) 養成施設を卒業後、出身地方（県北地方又は会津地方）の福祉施設等において、介護業務に従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(貸付対象者の推薦及び募集人数)

第5 この貸付を受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、養成施設の長からの推薦を要するものとし、募集を行う人数は別に定める。

2 貸付申請者は、養成施設の入学決定前に貸付申請することができる。

(貸付金の種類及び貸付額)

第6 貸付金の種類及び貸付額は、次のとおりとし、(1)又は(2)のいずれかを選択するものとする。

(1) 住居費

県北地方及び会津地方に住所を有する者で、養成施設への通学が困難な者に対し、家賃相当分として月額 36,000 円以内を貸付することができる。

(2) 通学費

県北地方及び会津地方に住所を有する者が、養成施設に通学するための公共交通機関の通学定期代として月額 25,000 円以内を貸付することができる。

(貸付期間)

第7 貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと県社協会長が認める事由により留年した場合は、貸付期間に含めることができるものとする。

(貸付方法及び利子)

第8 貸付は、県社協会長と第4の貸付対象者との契約により行うものとする。

2 貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

(貸付の申請)

第9 貸付申請者は、次の書類を在学する養成施設の長に提出するものとし、養成施設の長は、別に定める期日までに県北・会津地方介護福祉士養成貸付金推薦書（様式2）を添えて県社協会長に提出するものとする。

(1) 県北・会津地方介護福祉士養成貸付金申請書（様式1）

（当該様式中に定める添付書類を含む。）

(2) 住民票の抄本

2 生活保護を受給している世帯に属する申請者については、第1項に定める申請書類のほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

(2) 県北・会津地方介護福祉士養成貸付に関する福祉事務所長意見書（様式3）

(3) 福祉事務所長が発行する「保護変更決定通知書」の写し、又は保護決定の変更が行われたことが確認できる書類

3 複数年度にわたり貸付を受けようとする貸付申請者は、貸付初年度を除き、毎年度4月10日まで（休日・祝日の場合はその翌日まで）に養成施設の長が証明する在学届（様式4）を県社協会長に提出するものとする。

(連帯保証人)

第10 貸付申請者は、連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は借受人と連帯して貸付金の返還の債務を負担するものとする。ただし、貸付申請者が未成年者である場合には、原則として連帯保証人は法定代理人とする。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、債務を連帯保証できない状況にある場合は、債務を連帯して負担できる者を連帯保証人として立てるものとする。

(審査及び決定)

第11 県社協会長は、貸付申請者から提出のあった書類及び養成施設の長からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 県社協会長は、前項による審査結果を県北・会津地方介護福祉士養成貸付金（承認・不承認）決定通知書（様式5）により、推薦のあった養成施設を経由して、貸付申請者に通知するものとする。

- 3 生活保護世帯に属する貸付申請者にあつては、県北・会津地方介護福祉士養成貸付金（承認・不承認）決定通知書（様式5）により貸付の可否を通知し、意見書の提出があつた福祉事務所にその写しをもつて通知するものとする。

（貸付に係る契約等）

第12 貸付金の貸付決定の通知を受けた貸付申請者は、通知のあつた日から起算して14日以内に、次の書類を養成施設を経由して県社協会長に提出するものとする。

- (1) 県北・会津地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借契約書（様式6）2部
- (2) 県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借用誓約書（様式7）
- (3) 県北・会津地方介護福祉士養成貸付金送金口座（申込・変更）申請書（様式8）
- (4) 県北・会津地方介護福祉士養成貸付金に伴う個人情報の取扱に関する同意書（様式9）

（貸付金の交付）

第13 県社協会長は、提出書類を受理したときは、当該貸付決定に係る貸付金を交付するものとする。

- 2 貸付金の交付は、県北・会津地方介護福祉士養成貸付金送金口座（申込・変更）申請書（様式8）により申出のあつた口座への振込により送金するものとする。
- 3 貸付金の交付時期は、4月に前期分として4月から9月までの資金を、9月に後期分として10月から翌年3月までの資金を、それぞれ当該月の15日に送金するものとし、送金日が金融機関の休業日のときは翌営業日に送金するものとする。

ただし、養成施設に入学した当初の交付時期は、契約締結後とする。

（貸付の休止及び貸付契約の解除）

第14 県社協会長は、借受人が災害、疾病、負傷、その他やむを得ないと認められる事由により養成施設を休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで貸付は行わないものとする。

この場合、これらの月の分として既に貸付された貸付金があるときは、借受人が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなす。

- 2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。
 - (1) 養成施設を退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなつたと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - (4) 休学の期間が1年を超えるとき。
 - (5) 貸付金の貸付けを辞退したとき。
 - (6) 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになつたとき。
 - (7) 死亡したとき。
 - (8) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

（返還債務の履行猶予）

第15 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付金に係る返還債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 第14の2の(3)又は(4)の場合であつて、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (2) 県北・会津地方において返還免除対象業務に従事しているとき。
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還猶予の申請等)

第16 借受人は、第15に該当するに至ったときは、次の書類を県社協会長に速やかに提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあっては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

(1) 県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書(様式10)

(2) 返還免除対象業務に従事したとき及びその業務を継続している場合は、業務従事届(様式11)

(3) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があったときは、審査の上、県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請結果通知書(様式12)により、その結果を借受人に通知するものとする。

(返還債務の免除)

第17 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金に係る返還債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、出身地方(県北地方又は会津地方)において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年間引き続き、これらの業務に従事したとき。(災害、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合は、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなす。ただし、返還免除対象業務従事期間には算入しない。)

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって借受人が次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると県社協会長が認めたときは、前項(1)の「養成施設を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。

3 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付金を返還することができなくなったときは、返還債務の額の全部又は一部。

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。

(3) 県北・会津地方において奨学金の貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したときは、返還債務の額の一部。ただし、本人の責による事由により免職された者、特別の事情がなく恣意的に退職した者などには、適用しない。

4 前項の(1)及び(2)については、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものであること。

5 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県北・会津地方以外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入する。ただし、返還免除対象業務に従事後、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には含めない。

(返還債務の免除申請等)

第18 借受人は、第17に該当するに至ったときは、次の書類を県社協会長に速やかに提

出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還免除申請書（様式 13）
 - (2) 業務従事届（様式 11）
 - (3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類
- 2 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、審査の上、県北・会津地方介護福祉士修学養成貸付金返還免除申請結果通知書（様式 14）により、その結果を借受人に通知するものとする。

（勤務期間の計算）

第 19 貸付金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（返 還）

第 20 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、貸付金を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。）により返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に県北地方及び会津地方において返還免除対象業務に従事しなかったとき。ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった場合でかつ速やかに返還免除対象業務に従事するための取組、又は手続きを行っている認められる場合はこの限りではない。
 - (3) 県北地方及び会津地方において、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、返還免除対象業務に従事した場合であつて、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協会長が定める期間内に返還しなければならない。ただし、3 年を上限とする。
- 3 第 1 項のほか、虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた貸付金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
- 4 借受人は、第 1 項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還届（様式 15）を県社協会長に提出しなければならない。
- 5 県社協会長は、前項の返還届に基づき、県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還通知書（様式 16）により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

（延滞利子）

第 21 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に付き年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 前項に規定する延滞利子の計算については、年 365 日として計算するものとする。
- 3 計算した延滞利子の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(届出義務)

第 22 借受人は、貸付金の返還が終わるまで又は返還債務の免除が行われるまでの期間、次に掲げる事由が発生したときは、所定の様式により、直ちに県社協会長に届け出しなければならない。

- (1) 借受人の住所、氏名、勤務先に変更があったとき。(様式 17)
- (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。(事実を証明する書類)
- (3) 借受人が休学、停学、復学、転学又は退学したとき。(様式 18)
- (4) 借受人が心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったとき。(様式 18)
- (5) 貸付を辞退するとき。(様式 18)
- (6) 借受人が卒業したとき。(様式 19)
- (7) 借受人が介護福祉士の登録簿に登録したとき。(様式 20)
- (8) 借受人が返還免除対象業務に従事したとき。(様式 11)
- (9) 借受人が退職したとき。(様式 17)
- (10) 連帯保証人の氏名、住所、職業、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式 21)
- (11) 住居費又は通学費の額に変更があったとき。(様式 22)

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書(様式 17)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

(その他)

第 23 県社協会長は、第 22 に定める事項のほか、必要があるときは、借受人に対し、貸付金の貸付目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 11 月 11 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

【様式集】

貸付金に関する以下の書類様式は次ページ以降にありますので、必要なものをコピーしてお使いください。

注) ※印のある様式については、本会が発行するものです。

<様式一覧>

様式 1	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金申請書
様式 2	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金推薦書
様式 3	県北・会津地方介護福祉士養成貸付に関する福祉事務所長意見書
様式 4	在学届
※様式 5	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金（承認・不承認）決定通知書
※様式 6	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借契約書
※様式 6-1	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借変更契約書
※様式 7	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借用誓約書
※様式 7-1	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金変更借用誓約書
様式 8	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金送金口座（申込・変更）申請書
※様式 9	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金に伴う個人情報の取扱いに関する同意書
様式 10	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書
様式 11	業務従事届
※様式 12	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請結果通知書
様式 13	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還免除申請書
※様式 14	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還免除申請結果通知書
様式 15	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還届
※様式 16	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還通知書
様式 17	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書
様式 18	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金貸付停止・再開・辞退届 (休学・停学・退学・復学等)
様式 19	卒業届
様式 20	資格取得届
様式 21	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金連帯保証人届出事項変更書
様式 22	県北・会津地方介護福祉士養成貸付金貸付額変更申請書

(様式1)

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

「県北・会津地方介護福祉士養成貸付実施要領」の規定により、貸付金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付希望種別	介護福祉士	※借受人番号			
		※貸付年月日	年	月	日
養成施設	施設名：				
	()年過程の()学年在学中	在学期間	年	月	～ 年 月迄
フリガナ					
申請者氏名	印				
生年月日	年	月	日	(満	歳)
住所(住民票)	〒				
現住所	〒				
本籍地					
電 話			携帯電話		
借用希望 期間・金額	年 月 日 から 年 月 日まで (月間) ※養成施設の正規の在学期間のみ				
	①住居費	_____ 円(内訳)	月額	_____ 円×	_____ 月
	②通学費	_____ 円(県内外の養成施設への通学費)			
	※①又は②のいずれかを選択				
	合 計	_____ 円			
他の貸付金の借入状況	他の貸付金を _____ ア. 借入れている _____ イ. 借入っていない 借入れている場合→名 称 _____ 金 額 _____ 借入期間 _____ 年 月 ～ _____ 年 月 借入状況 _____ 借入中、返済中、猶予(据置)中				
生活保護受給状況	ア. 受けている(福祉事務所長が発行する「生活保護受給証明書」を添付) イ. 受けていない				
卒業後の 希望就職先	第一希望				
	第二希望				

生計を一つにする家族状況	氏名	続柄	年齢	同居・別居	勤務先・学校名等
		申請者			
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	

※学校は、「公立又は私立」の別を明記してください。

連 帯 保 証 人 (予 定 者)			
フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
氏名			
申請者との関係		家族数	人
現住所	〒		
電話番号		携帯電話	
勤務先名			
雇用形態	正規職員 ・ 臨時職員 ・ パート ・ その他 ()		
職 種		月収(税込)	円
勤務先住所等	〒 電話 ()		勤務年数 年

- 備考
- ※印の欄には、記入しないでください。
 - 生計を一つにする家族の中で所得のある方は、直近の「源泉徴収票」(会社勤めの場合、写しで可)、それ以外の方は「課税(所得)証明書」を添付してください。
 - 申請者に係る住民票の抄本1通及び高校の「成績証明書」等を添付ください。
 - この申請書及び関係書類は、申請者が在学している養成施設に提出してください。
 - 「住居費」又は「通学費」の借入申込には、住居の借入に関する「賃貸契約書」の写し、通学のための6月ごとの公共交通機関の利用料を証明する書類を添付してください。

※提出された書類は返還いたしませんので、予めご了承ください。

(様式2)

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金推薦書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

養成施設等の所在地

電話番号

養成施設等の名称

養成施設等の長の職及び氏名

印

下記の者は、県北・会津地方介護福祉士養成貸付実施要領の規定に基づき、貸付金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので、推薦いたします。

種 別	介護福祉士
入学年月日及び学年	年 月 日入学 第 学年
養成施設の修学期間	
借入申込者氏名	
所 見 ※人物・学業成績等の所見に加え、卒業後、介護福祉士として、出身地方（県北地方又は会津地方）で業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。 ※「学業成績」は、高校からの成績証明書等の写しを添付してください。	
推薦順位	位／ 人中 ※推薦人数に対して

県北・会津地方介護福祉士養成貸付に関する
福祉事務所長意見書

借入申込者記入欄	(フリガナ) 借入申込者		住所	〒 ー
	借入資金名		申込金額	円
			内 訳	住宅費： 円 (月額 円× 月分) 通学費： 円 ※公共交通機関定期代 (6月分 円× 回)
奨学金の借入 を必要とする 理由				
福祉事務所長記入欄	保護の状況	保護開始日		
		主原因		
		種 類		
貸付に対する 意見				
上記のとおり意見を述べる。 年 月 日 <div style="text-align: right;">福祉事務所長 _____ (印)</div> 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長 様				

在 学 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 所 在 地

借受人番号

氏 名

㊟

下記のとおり在学状況を、届け出ます。

記

生徒氏名	課 程	学年	在学状況	休学・停学期間中の場合は、その開始期日又は復学期日
	介護福祉士		修学中・休学中・停学中	

注1) 養成施設の長の証明を受けること。

注2) 養成施設に在学中は、毎年、4月10日までに提出すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設等の名

養成施設等の住所

学校・施設長名

㊟

様

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金 (承認・不承認) 決定通知書

このたび申し込みのありました、貸付金の貸付については、下記のとおり決定されましたので、通知します。

記

- 1 選考結果 貸付を承認します ・ 貸付を不承認とします
- 2 貸付金の貸付を承認された方へ（以下は、貸付を承認した場合のみ記載）
申請のあった貸付金の貸付は、下記のとおり承認されましたので確認してください。
なお、この決定通知の日より起算して14日以内に、下記の書類を在学する養成施設を通して本会まで提出してください。期限までに提出がない場合は、貸付を辞退したものとみなします。借受人番号は今後必要となりますので、本決定書は大切に保管してください。

借受人番号	
借受人氏名	
貸付金額	①住居費： 円 月額 円× 月分（ 年 月～ 年 月）
	貸付決定金額 円
	②通学費： 円 定期代：6月分 円× 回分（ 年 月～ 年 月）
	貸付決定金額 円
貸付期間	年 月 ～ 年 月まで
提出いただく書類（決定通知の日から起算して14日以内に在学する養成施設を経由して提出）	①県北・会津地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借契約書（2部） ②県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借用誓約書（1部） ③印鑑証明書（1部） ※連帯保証人のもの1部 ④県北・会津地方介護福祉士養成貸付金送金口座（申込・変更）申請書（1部） ⑤県北・会津地方介護福祉士養成貸付金の個人情報の取扱（借受人及び連帯保証人のもの各1部）

- 3 書類の提出先（在学する養成施設を通して）

「福島県社会福祉協議会 施設支援課」

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 電話 024-523-1256

収入印紙 1,000 円～ 2,000 円	消印 (借受人及 び保証人)
-----------------------------	----------------------

(様式6)

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借契約書

貸付者 社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「甲」という。）、借受人（ ）
（以下「乙」という。）及び連帯保証人（ ）（以下「丙」という。）とは、次のと
おり県北・会津地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を
締結する。

（県北・会津地方介護福祉士養成貸付金の貸付）

第1条 甲は、乙に対して、以下の条項に基づき、県北・会津地方介護福祉士養成貸付金
（以下「貸付金」という。）の貸付を行うものとする。

（貸付期間）

第2条 甲が乙に対して貸付金の貸付を行う期間は、県北・会津地方介護福祉士養成貸付
金実施要領（以下「実施要領」という。）第7に定める養成施設に在学している正規の
修学期間（ 年 月 日～ 年 月 日まで）とする。

（貸付方法及び貸付金額）

第3条 甲は、乙に対し、4月に前期分として4月から9月分の貸付金を、9月に後期分
として10月から翌年3月までの貸付金を、それぞれ当該月の15日（当日が金融機関
の休業日の場合はその翌営業日）に、予め乙が届け出た金融機関の預金口座又は郵便貯
金口座に対し振り込む。ただし、養成施設入学後、初回の貸付金の交付は本契約締結後
とする。

2 甲は、乙に対し、住宅費として月額 円を交付する。

3 甲は、乙に対し、通学に係る6月分ごとの定期代として 円を交付する。

（貸付利子）

第4条 貸付金の貸付利子は、養成施設の修学期間中及び返還の猶予中は無利子とする。

（返還）

第5条 乙又は丙は、実施要領第20の1に該当するに至ったときは、その日から起算して
14日以内に「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金 返還届」を甲に提出するものとす
る。

2 甲は、実施要領第16により返還猶予の申請があり、これを承認したときには、申請の
あった期間について返還を猶予することができる。

3 乙又は丙は、実施要領第20の3による場合は、甲の指定する期日までに一括により返
還するものとする。

4 甲は、実施要領第14の2又は第20の1から3による場合であって、乙又は丙が正当
な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、
当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年
3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

5 前項に規定する延滞利子の計算については、年365日として計算するものとする。

6 前4項により計算した延滞利子の額に100円未満があるときは、その端数を切り捨て
るものとする。

（借受人の義務）

第6条 乙は、貸付けた貸付金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるま
での間、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を直ちに甲に届け出なければ
なりません。

- (1) 乙の住所、氏名、勤務先に変更があったとき。
 - (2) 乙が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (3) 乙が休学、停学、復学、転学、又は退学したとき。
 - (4) 乙が留年したとき。
 - (5) 乙が卒業したとき。
 - (6) 貸付金の貸付を辞退するとき。
 - (7) 乙が実施要領第 17 の (1) による返還免除対象業務に従事したとき、又は退職したとき。
 - (8) 乙が介護福祉士の登録簿に登録したとき。
 - (9) 丙の氏名、住所、職業、その他の重要な事項に変更があったとき。
- 2 乙が死亡したときは、乙の親族又は丙は、事実を証明する書類を添えてその旨を直ちに甲に届け出なければならない。
- 3 前項による届出は、貸付けた貸付金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。
(連帯保証人の義務)
- 第 7 条 丙は、本契約により生じる乙の一切の債務について保証し、乙と連帯して貸付金の返還債務を負担するものとする。
- 2 丙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに甲に届け出なければならない。
- (1) 乙が死亡し、又は所在が不明となった場合。
 - (2) 丙の届出事項、その他の重要な事項に変更があったとき。
- (貸付の休止及び貸付契約の解除)
- 第 8 条 甲は、乙が休学又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの貸付金の貸付を行わないものとする。この場合、これらの月の分として既に貸付された貸付金があるときは、その貸付金は、乙が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなす。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙との貸付契約を解除するものとする。
- (1) 養成施設を退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 休学又は停学の期間が 1 年を超えるととき。
 - (5) 貸付金の貸付を辞退したとき。
 - (6) 虚偽その他不正な方法により貸付金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
 - (7) 死亡したとき。
 - (8) その他貸付金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (契約の終了)
- 第 9 条 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了する。
- (1) 乙又は丙が、第 5 条による貸付金の返還を完了したとき。
 - (2) 甲が実施要領第 17 の 1 及び 3 により返還債務の免除を行ったとき。
- (費用負担)
- 第 10 条 貸付金の貸付に係る書類の収集及び印紙代、貸付金の返還に係る金融機関等の振込手数料等の経費は乙が負担するものとする。
(管轄裁判所の合意)
- 第 11 条 本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。
(雑則)
- 第 12 条 本契約書の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又は本契約書に定めのない事項については、県北・会津地方介護福祉士養成貸付金実施要領によるものとする。

2 乙及び丙は、本契約書に記載した個人情報について、貸付金の貸付に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに予め同意するものとする。

本契約が成立したことを明らかにするため、本契約書を2通作成し、甲乙がそれぞれ1通を持つこととする。

年 月 日

(甲) 住 所 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地
氏 名 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
会 長 ○ ○ ○ ○
電話番号 0 2 4 - 5 2 3 - 1 2 5 1

(乙) 住 所
氏 名 印
電話番号

(丙) 住 所
氏 名 実印
電話番号

割印

注) 借受人 (乙) は認印、連帯保証人 (丙) の印鑑は「実印」を押印し、印鑑証明・1部 (決定通知の日付から3か月以内に発行されたもの) を添付してください。

割印

収入印紙

消印
(借受人及
び保証人)

(様式 6-1)

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借変更契約書

貸付者 社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「甲」という。）、借受人（ ）
（以下「乙」という。）および連帯保証人（ ）（以下「丙」という。）とは、 年
月

日に締結した県北・会津地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）について、次のとおり県北・会津地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借変更契約（以下「変更契約」という。）を締結する。

第1条 本契約に基づいて乙および丙が甲から借り入れた金〇〇〇〇〇円については、以下の契約内容に変更する。

本契約第3条

(本契約の内容)

- (1) 住宅費 月額 円
(2) 通学に係る6月分ごとの定期代 円

(変更契約後の内容)

- (1) 住宅費 月額 円
(2) 通学に係る6月分ごとの定期代 円

第2条 乙および丙は、変更契約により変更された部分を除く本契約の各条項について、引き続きその効力を保障するものであることを確認する。

第3条 丙は、本契約及び変更契約の各条項を承認し、引き続き乙と連帯して保証債務を負い、またその履行については、本契約及び変更契約の各条項に従う。

変更契約が成立したことを明らかにするため、変更契約書を2通作成し、甲乙がそれぞれ1通を保持するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地
氏 名 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇
電話番号 0 2 4 - 5 2 3 - 1 2 5 1

(乙) 住 所
氏 名 印
電話番号

(丙) 住 所
氏 名 実印
電話番号

注) 借受人(乙)は認印、連帯保証人(丙)の印鑑は「実印」を押印してください。

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金 借用誓約書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

私は、貸付金の借受人として、県北・会津地方介護福祉士養成貸付実施要領を承知し、介護福祉士の資格を取得し、出身地方（県北地方又は会津地方）の福祉施設等で介護福祉士としての業務に従事することを誓約します。

上記の誓約に反した事項が発生したときは、貸付を受けた養成貸付金を返還します。

借受人番号			
借受人の住所 (日常の連絡先)	〒 ー	電話番号	
フリガナ	生年月日		
氏名	印	年 月 日 (歳)	
貸付金額	①住居費： 円		
	月額 円× 月分 (年 月～ 年 月)		
	貸付決定金額 円		
	②通学費： 円		
定期代：6月分 円× 回分 (年 月～ 年 月)			
貸付決定金額 円			
貸付期間	年 月 ～ 年 月まで		

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、借受人が貸付条件を履行しない場合は、その債務の一切を負担し弁済することを確約します。

(連帯保証人) 住 所

氏 名

実印

- (備考)
- 1 連帯保証人は、申請書に記載された方と同一の方となります。
 - 2 借受人は「認印」、連帯保証人は「実印」を押印し、印鑑証明書（発行後3か月以内もの）を添付してください。

(様式7-1)

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金 変更借用誓約書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

私は、貸付金の借受人として、県北・会津地方介護福祉士養成貸付金実施要領を承知し、介護福祉士の資格を取得し、出身地方（県北地方又は会津地方）の福祉施設等で介護福祉士としての業務に従事することを誓約します。

上記の誓約に反した事項が発生したときは、貸付を受けた養成貸付金を返還します。

借受人番号			
借受人の住所 (日常の連絡先)	〒 -	電話番号	
フリガナ	生年月日		
氏名	印	年 月 日 (歳)	
変更前の 貸付金額	①住居費： 円 月額 円× 月分 (年 月～ 年 月)		
	②通学費： 円 定期代：6月分 円× 回分 (年 月～ 年 月)		
変更後の 貸付金額	③住居費： 円 (※1 貸付済額) 月額 円× 月分 (年 月～ 年 月)		
	④住居費： 円 (※2 変更後、未貸付額) 月額 円× 月分 (年 月～ 年 月)		
	⑤通学費： 円 (※3 貸付済額) 定期代：6月分 円× 回分 (年 月～ 年 月)		
	⑥通学費： 円 (※4 変更後、未貸付額) 定期代：6月分 円× 回分 (年 月～ 年 月)		
	変更貸付決定金額合計 円 (③+④又は⑤+⑥)		
貸付期間	年 月 ～ 年 月まで		

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、借受人が貸付条件を履行しない場合は、その債務の一切を負担し弁済することを確約します。

(連帯保証人) 住 所

氏 名

実印

(様式8)

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金送金口座 (申込 ・ 変更) 申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

借受人番号			
申出の事由	1:新規 2:口座の変更 3:その他 ()		
住 所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏 名	Ⓜ	年 月 日 (歳)	

私は、次のとおり貸付金の送金口座を (申し出 ・ 変更を申し出) ます。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関】

振込先	(金融機関等の名称)					(支店名称)				
	口座の種類	1:普通預金				2:当座預金				
	口座番号 (左づめ)									
口座名義	フリガナ									

【ゆうちょ銀行】

振込先	(金融機関等の名称)					(店名称) ※漢数字で記入				
	ゆうちょ銀行									店
	口座の種類	1:普通預金 (総合口座・通常預金)				2:貯蓄預金 (通常貯蓄預金)				
口座名義	口座番号 (左づめ)									
	フリガナ									

注) 口座名義は原則借受人名義とする。

通帳のコピー (名称・支店名・口座名義等が記載されている部分) を添付すること

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金に伴う個人情報の取扱に関する同意書

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「県北・会津地方介護福祉士養成貸付金」（以下「貸付金」という。）における個人情報の取扱については、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年 11 月、個人情報保護委員会）に基づいて、「福島県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「福島県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」により運用します。

記

1. 個人情報の利用目的

貸付金の適正、かつ、円滑な運用を図るため、修学の状況及び学業の状況、介護福祉士の資格の取得状況、就労の状況のほか、生活状況を含めた所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

2. 個人情報の利用

貸付金の貸付に係る事務を掌るため、上記 1 の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

(1) 高等学校又は介護福祉士指定養成施設等

貸付の申込・決定、返還猶予・免除等に関わる業務を遂行するため、借受人（連帯保証人、家族、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

(2) 他の都道府県社会福祉協議会

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人の情報及び県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

(3) 市区町村行政等の機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために、転入出先の市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

(4) 各種金融機関

貸付金の交付に関する払込、貸付金の返還に伴う口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行います。

(5) その他の関係機関

修学している（予定を含む）学校、又は勤務先等に対して、事実確認のために情報の提供をし、又は情報の提供を受けます。

3. 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記 2 による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。

ただし、下記の例による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

(1) 法令又は条例の規定に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

4. 個人情報の管理

(1) 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損のないように努めます。

(2) 個人データを管理する情報システムについては、県社協のシステム管理者が、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。

また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

(3) 貸付金の貸付に関わる個人情報については、貸付金の返還が完了した月が属する年度、又は免除（裁量免除を含む）を受けた年度から起算して5年が経過した時点で、破棄又は削除します。

5. 保有個人データの開示等

県社協の個人情報保護規程による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をします。

ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、県社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

6. 苦情対応窓口

県社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときには迅速・適切に対応します。もし、貸付金の貸付について苦情がある場合には、下記の苦情受付担当者までお申し出ください。

(苦情受付担当者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会施設支援課長

(苦情解決責任者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会事務局長

住所 〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地

電話 024-523-1256 FAX 024-521-5663

電子メール shisetsu@fukushimakenshakyō.or.jp

【同意書】 ※申請者及び連帯保証人ともに提出してください。

各項目について理解・同意いただける場合には口内にチェックを入れ、自署・押印してください。

私は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。

私は、貸付金の借入に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、本書ならびに福島県社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意します。

年 月 日

署 名

印

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

貸付金による貸付を受けた資金について、返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号		借受人氏名	
借受時の 養成施設	所 在 地		
	養成施設名		
	卒業等年月	年 月 日 (卒業 ・ 中退)	
借用金額	円		
借用金額の 内訳	住居費	円	
	通学費	円	
返還猶予 申請額	円 (貸付を受けた総額)		
返還猶予 申請期間	年 月～ 年 月 まで (年 月間)		
申請理由 (該当項目を ○印で囲んで ください)	1 県内で介護業務に従事 2 在学中 (養成施設等名 :) 3 被 災 (具体的理由 :) 4 心身の故障 (具体的理由 :) 5 その他 (具体的理由 :)		
理由発生 年月日	年 月 日		

注) 申請理由が確認できる書類を添付すること。(業務従事届、在学証明、罹災証明、診断書、休職証明等)

業務従事届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

下記のとおり、業務に従事（予定）していることを届出ます。

借受人番号		
住 所	〒 -	
氏 名		
業務 従事先	所在地及び 電話番号	〒 - 電話 ()
	施設種別	
	施設名	
	職 種	
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤
	実働時間 実働日数	時間/週 日/月
勤務開始（予 定）年月日又 は勤務期間	年 月 日～ 年 月 日	
勤務中断期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）名

代表者名

公印

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金 返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

県北・会津地方介護福祉士養成貸付実施要領に基づき、貸付を受けた貸付金について、返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号		借受人氏名	
借受時の 養成施設	所在地		
	養成施設名		
	卒業等年月	年 月 日 (卒業 ・ 中退)	
借金額	円 (貸付を受けた総額)		
借金額の 内訳	①住居費	円	
	②通学費	円	
	合 計	円	
返還免除 申請額	円		
申請理由 (該当項目を ○印で囲んで ください)	1 県北地方又は会津地方の福祉施設で所定の年数(3年)以上、介護業務等に従事した 2 心身の故障(診断書等、その状況が確認できる書類を添付) 3 その他(以下にその理由を記入してください。)		
勤務先及び 業務従事 状況	(勤務先名)	(業務従事状況)	
		年 月 日～	(年 月)
		年 月 日まで・現在	
		年 月 日～	(年 月)
		年 月 日まで・現在	
		年 月 日～	(年 月)
		年 月 日まで・現在	

注) 申請理由の1の場合は、直近の勤務先の「業務従事届」を添付すること。

(様式 14)

福 社 協 発 第 号
年 月 日

様

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金 返還免除申請結果通知書

このたび申出のありました貸付金の返還免除申請については、下記のとおり決定されましたので、通知します。

借受人番号		審査結果	1 決 定
借受人氏名			2 否 決
借用期間	年 月 から 年 月まで (年 月)		
返還免除申請額	円	返還金額	円
返還免除決定額	円		
返還免除の 否決理由			
返還期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
返還方法	1 月賦の場合 (月額 円) × (12月 × 年) = 円 ※均等払により生ずる端数は初回の返還時に加算します。 2 一括返還 本会指定口座へ送金		
返還期限	月額払い ⇒ 毎月15日 指定口座より自動引落し 一括返還 ⇒ 年 月 日まで下記口座に送金 (送金手数料は別途負担ください。) ※金融機関が休業日にあたる時は、その翌営業日。 返還が遅延した場合は「延滞利子」(返還期限の翌日から返還の日までの延滞日数に応じ、年3%の割合)を徴収します。		
送金口座	①金融機関名 ②支店名 ③預金種類 普通・当座 ④口座番号 ⑤口座名義		

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金 返還届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
申請者 氏 名 (印)
電話番号

県北・会津地方介護福祉士養成貸付実施要領に基づき、貸付を受けた貸付金を、下記のとおり返還します。

借受人番号		借受人氏名	
借用期間	年 月 日	～	年 月 日
借用金額	円 (貸付を受けた総額)		
返還金額	円 (返還免除額		円)
返還方法	<p>1 月 賦 (回払い) 2 一 括 ※養成施設を卒業し、県北地方又は会津地方で介護福祉士の業務に従事した事実がある場合や、疾病等により業務に従事できなくなった場合のみ、月賦による方法の選択が可能です。 ※「月賦」による返済は、返済金額、返済回数等を予め事務局と打合せのすることが必要です。</p>		
	(残額の一括返還 → 一括返還金額 円)		
返還期間	年 月 日	～	年 月 日
返還理由 (該当項目を○印で囲んでください)	<p>1 辞退・退学・進路変更 2 介護業務に従事しなくなった 3 県外で就労することになった 4 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなった (証明する書類を添付のこと) 5 その他 (以下に記入してください。)</p>		

注) 返還期間中に、残額を一括返還したい場合は本様式を使用し、以下のとおり記入し、一括返還したい月の1か月前までに福島県社会福祉協議会に提出してください。
 → 「返還方法」の「残額の一括返還」の欄にその金額を記入し、本会所定の口座に送金してください。

(様式 16)

福 社 協 発 第 号
年 月 日

様

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金 返還通知書

あなた様に貸し付けております貸付金については、下記のとおり返還となりますので、通知します。

なお、振込手数料は、別途ご負担いただくこととなります。また、返還が遅延した場合は「延滞利子」(返還期限の翌日から返還の日までの延滞日数に応じ年3%の割合。)を徴収しますので、留意してください。

借受人番号			
借受人氏名			
借用期間	年 月 から	年 月 まで	(年 月)
返還免除申請額	円	返還金額	円
返還免除決定額	円		
返還期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
返還方法	1 月賦の場合 (月額 円) × (12月 × 年) = 円 ※均等払による生ずる端数は初回の返還時に加算します。 ※返還届に記載された「月賦」返還が可能な場合のみ対象。 2 一括返還 本会指定口座へ送金 (※下欄の送金口座に送金ください。)		
返還期限	1 月額払い ⇒ 毎月15日 指定口座より自動引落し (※所定の振替用紙を送付しますので、記名・押印し速やかに本会に提出してください。) 2 一括返還 ⇒ 年 月 日まで下記口座に送金してください。 ※金融機関が休業日にあたる場合は、その前日の営業日。		
送金口座	①金融機関名 ②支店名 ③預金種類 普通・当座 ④口座番号 ⑤口座名義		

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所
氏 名 ⑩
電話番号
借受人との関係

貸付金の借受人としての届出事項について、変更等があったので下記のとおり届出ます。

借受人番号		
借受人氏名	(旧)	(新)
住 所	(旧) 〒 -	(新) 〒 -
電話番号 (携帯 電話を含む)	(旧)	(新)
死亡・所在不明	年 月 日 (確認できる証明書等の写しを添付)	
勤務先 (従事業務の異 動、退職又は転 職など)	旧・勤務先名 旧・勤務先の種別 及び従事業務 旧・勤務先住所 〒 - 及び電話番号 退職期日 (年 月 日)	
	新・勤務先名 新・勤務先の種別 及び従事業務 新・勤務先住所 〒 - 及び電話番号 転職期日 (異動日 年 月 日)	
その他 (上記の理由)		

注) 死亡の場合、除籍証明書 (又は死亡診断書の写し) を添付すること。
退職した場合は離職証明、転職した場合は雇用通知の写しを添付すること。

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金
貸付停止・再開・辞退届
(休学・停学・退学・復学等)

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所
氏 名
電話番号

印

下記の事項について届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
届出事項	貸付停止 ・ 貸付再開 ・ 貸付辞退 ・ 退 学		
届出理由 ※1年以上の休学 は、できません。	1 養成施設等の休学・停学（その期間→ 2 養成施設等の退学 3 養成施設等の留年（理由と事実を証明する書類を添付してください。） 4 養成施設等への復学 5 その他（理由を以下に記載し、その事実を証明する書類を添付してください。）		
休学・停学期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで		
退学・復学をした期日	年 月 日（退 学 ・ 復 学）		
借受人と届出者との関係			
届出事項の発生年月日	年 月 日		

注) 提出理由の1～4の場合は、養成施設等の長の証明を受けること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設等の名
養成施設等の住所
学校・施設長名

印

卒 業 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

介護福祉士養成施設を卒業したので届出ます。

借受人番号	卒業年月	種 別	資格取得の状況
	年 月	介護福祉士	取得・未取得
(就職状況の分かる書類(就職内定通知等の写し)を添付) ※実際の業務に従事した場合は「業務従事届」も後日、提出すること。			

注) 養成施設の長の証明を受けること。

注) 介護福祉士登録簿に登録したときは、速やかに「資格取得届」(様式 20 号)を提出すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

養成施設の名

養成施設の住所

学校・施設長名

印

資 格 取 得 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

私は、下記の資格を取得したので届出ます。

借受人番号	国家試験合格年月	国家試験合格種別
	年 月	介護福祉士

注) 介護福祉士登録簿に登録した後、登録証の写しを添付し、速やかに提出すること。

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金連帯保証人届出事項変更書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金の連帯保証人としての届出事項について、変更があったので下記のとおり届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
フリガナ			
連帯保証人氏名			
変更前の住所	〒 -	変更前の電話番号	
変更後の住所	〒 -	変更後の電話番号	
勤務先	名称:	職種	
	所在地: 〒 - 電話 ()		
変更後の勤務先	名称:	職種	
	所在地: 〒 - 電話 ()		
変更理由			

(様式 22)

県北・会津地方介護福祉士養成貸付金 貸付額変更申請書

年 月 日

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長 様

住所〒

氏名 ⑩

電話番号 () -

下記のとおり、貸付決定時の金額が変更になりましたので、変更申請をいたします。

借受人番号		
氏 名		
変更する 項目	※該当する方を○で囲んでください。 住居費 ・ 通学費	
変更金額	変更前の金額	変更後の金額
変更年月日	年 月 日 から	

※変更金額の事実を証明する書類を添付してください。

(住居の借入に関する「賃貸契約書」の写し、通学のための6月ごとの公共交通機関の利用料を証明する書類)

※貸付金額が増額になる方は、新たに県北・会津地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借変更契約書及び県北・会津地方介護福祉士養成貸付金変更借用証書の提出が必要です。